

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における 障害のある幼児児童生徒の指導について

1. 特別支援学級（小・中学校）の教育課程等について

特別支援学級の教育課程は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成される。特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

（1）関係の規定

①学校教育法施行規則

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

②通知（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する

③学習指導要領

【小学校学習指導要領第1章総則第4の2（7）】

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

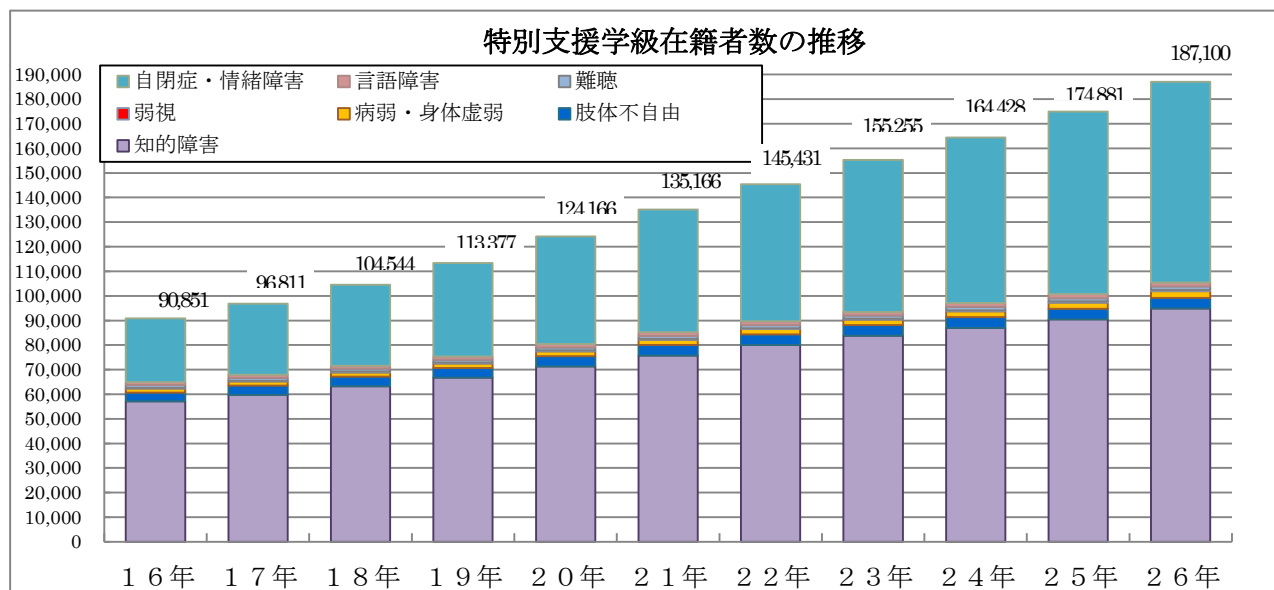
この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（同規則第139条）。

※中学校学習指導要領、中学校学習指導要領総則編解説においても同旨の記述。

(2) 参考資料

①特別支援学級在籍者数の推移について（平成16～26年度）



②特別支援学級数、在籍児童生徒数等について（平成26年5月）

障害種別	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
知的障害	16,369 (46.0%)	62,591 (48.5%)	8,271 (50.2%)	32,230 (55.5%)	24,640 (47.3%)	94,821 (50.7%)
肢体不自由	2,016 (5.7%)	3,205 (2.5%)	780 (4.7%)	1,159 (2.0%)	2,796 (5.4%)	4,364 (2.3%)
病弱・ 身体虚弱	1,142 (3.2%)	1,992 (1.5%)	480 (2.9%)	781 (1.3%)	1,622 (3.1%)	2,773 (1.5%)
弱視	317 (0.9%)	365 (0.3%)	92 (0.6%)	106 (0.2%)	409 (0.8%)	471 (0.3%)
難聴	652 (1.8%)	1,029 (0.8%)	266 (1.6%)	410 (0.7%)	918 (1.8%)	1,439 (0.8%)
言語障害	458 (1.3%)	1,460 (1.1%)	103 (0.6%)	148 (0.3%)	561 (1.1%)	1,608 (0.9%)
自閉症・ 情緒障害	14,616 (41.1%)	58,376 (45.2%)	6,490 (39.4%)	23,248 (40.0%)	21,106 (40.5%)	81,624 (43.6%)
総計	35,570	129,018	16,482	58,082	52,052	187,100
担当教員数	38,122 人		18,030 人		56,152 人	
設置学校数	15,986 校		7,784 校		23,770 校	

③「全国の小中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査」（国立特別支援教育総合研究所）

調査対象：全国 47 都道府県教育委員会特別支援教育担当主管、全国 20 政令指定都市教育委員会特別支援教育担当主管（回収率 100%）

調査期間：平成 24 年 8 月 1 日～8 月 31 日

○特別支援学級の教育課程編成に関する手引きの作成状況

67 都道府県市のうち、36 都道府県市（53.7%）から作成していると回答があった。

○特別支援学級の教育課程に関する研修の実施状況

67 都道府県市のうち 66 都道府県市から実施していると回答があった。対象者は主に特別支援学級であり、管理職を対象としたものは 11 県市、教務主任を対象としたものは 6 県市であった。

○特別支援学校センター的機能の活用状況

特別支援学校のセンター的機能として、小・中学校の特別支援学級の教育課程編成に関わる助言についての取組については、特別支援学校の教員が巡回相談の時に、特別支援学級の教育課程編成に関わる助言をしているとの回答が多かった。

○教育課程編成における課題

・「特別支援学級の教育課程編成に関する課題があればお書きください」の質問に 50 県市から回答があった。回答の多かったものは以下の通りであった。

特別支援教育や特別支援学級の教育課程に関する専門性の確保・維持・向上	20 県市
児童生徒の実態に応じた教育課程の編成	15 県市
管理職や担当者の教育課程に関する理解	8 県市
自立活動の理解と位置付け	6 県市
学習評価の在り方	2 県

・「障害種別の視点から特別支援学級の教育課程編成上の課題があればお書きください」の質問に 47 県市から回答があった。自閉症・情緒障害学級についての回答数が 18 自治体と最も多く、回答内容では、「中学校における各教科の指導」などであった。次に知的障害特別支援学級について 7 自治体より回答があり、回答内容では、「各教科等を合わせた指導の内容の妥当性」についての課題などがあげられた。

2. 通級による指導（小・中学校）の教育課程等について

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることとなるため、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程を編成することができる。

通級による指導において、特別の指導（自立活動の指導等）を行う場合は、特別支援学校小・中学部の学習指導要領を参考として実施することとしている。

通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準とする。

（1）関係の規定

①学校教育法施行規則

第一百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

②告示（「平成5年1月28日文部省告示第7号」）

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

③通知（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20 文科初第 1307 号平成 21 年 3 月 9 日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第 138 条又は同規則第 140 条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する

④学習指導要領

【小学校学習指導要領第 1 章総則第 4 の 2（7）】

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、小学校学習指導要領第 1 章総則第 4 の 2（7）においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師との連携協力の下、効果的な指導を行う必要がある。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第 140 条各号の一に該当する児童（特別支援学級の児童を除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、小学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることにな

っている（学校教育法施行規則第 140 条，平成 5 年文部省告示第 7 号，平成 18 年文部科学省告示第 54 号，平成 19 年文部科学省告示第 146 号）。

通級による指導に係る授業時数は，年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とされているほか，学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については，年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とされている。

また，児童が在籍校以外の小学校又は特別支援学校の小学部において，特別の指導を受ける場合には，当該児童が在籍する小学校の校長は，これら他校で受けた指導を，特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている（同規則第 141 条）。

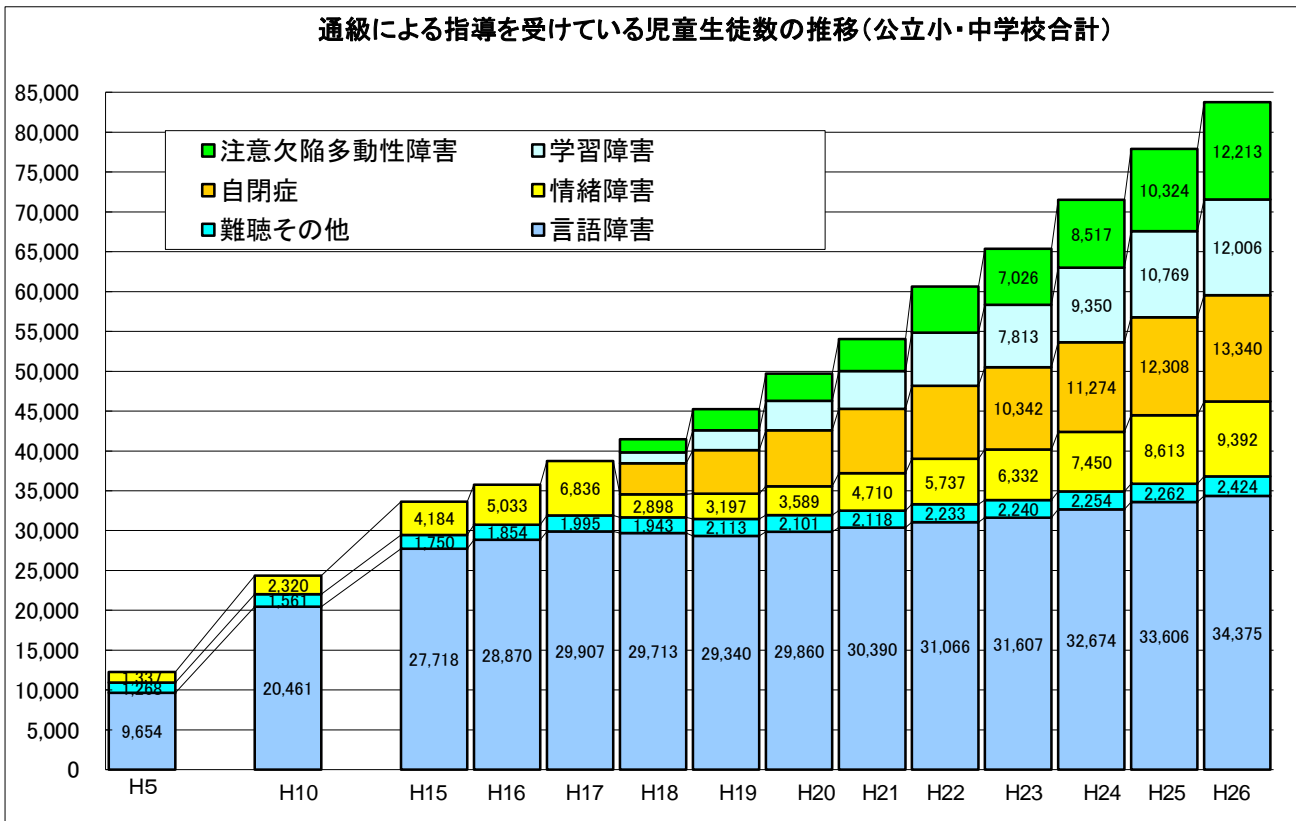
なお，このように児童が他校において指導を受ける場合には，当該児童が在籍する小学校の校長は，当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上，教育課程を編成するとともに，学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

※中学校学習指導要領、中学校学習指導要領解説総則編においても同旨の記述。

（２）参考資料

①通級による指導実施状況調査（平成 26 年 5 月 1 日 文部科学省）

（通級による指導を受けている児童生徒数の推移）



※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計である。

(通級による指導を受けている児童生徒等について (平成 26 年 5 月))

障害種別	小学校		中学校		合計	
	人		人		人	
言語障害	34,071 (45.2%)		304 (3.6%)		34,375 (41.0%)	
自閉症	11,363 (15.1%)		1,977 (23.6%)		13,340 (15.9%)	
情緒障害	7,783 (10.3%)		1,609 (19.2%)		9,392 (11.2%)	
弱視	160 (0.2%)		30 (0.4%)		190 (0.2%)	
難聴	1,796 (2.4%)		385 (4.6%)		2,181 (2.6%)	
学習障害	9,554 (12.7%)		2,452 (29.2%)		12,006 (14.3%)	
注意欠陥 多動性障害	10,593 (14.1%)		1,620 (19.3%)		12,213 (14.6%)	
肢体不自由	35 (0.05%)		5 (0.06%)		40 (0.05%)	
病弱・ 身体虚弱	9 (0.01%)		4 (0.05%)		13 (0.02%)	
総計	75,364 (100.0%)		8,386 (100.0%)		83,750 (100.0%)	
担当教員数	人 5,553		人 905		人 6,562 ※	
設置学校数	3,693		645		4,413 ※	

※特別支援学校の教員 104 人を含む

※特別支援学校の 75 校を含む。

(指導時間別児童生徒数)

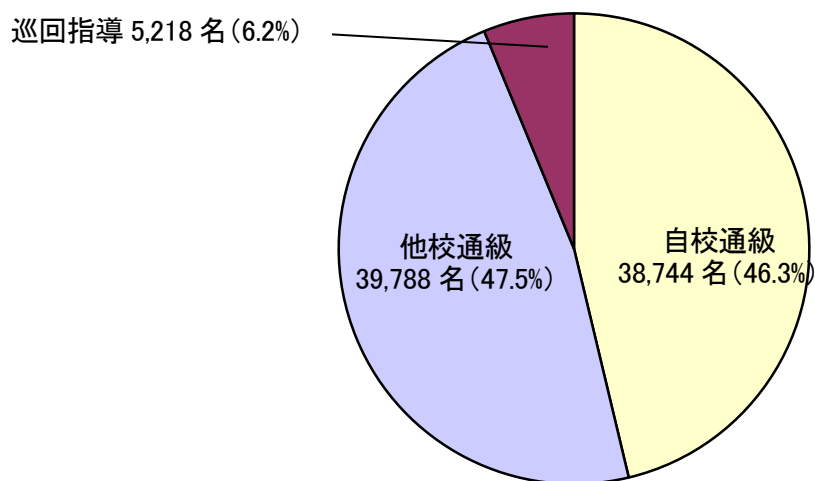
小学校(平成26年5月1日現在)

月1単 位時間 未満	月1単 位時間	月2~3 単位 時間	週1単位 時間	週2単位 時間	週3単 位時間	週4単 位時間	週5単 位時間	週6 単位 時間	週7 単位 時間	週8 単位 時間	週9単位 時間以 上
55	219	841	39,368	23,969	3,541	4,181	2,197	548	87	315	43

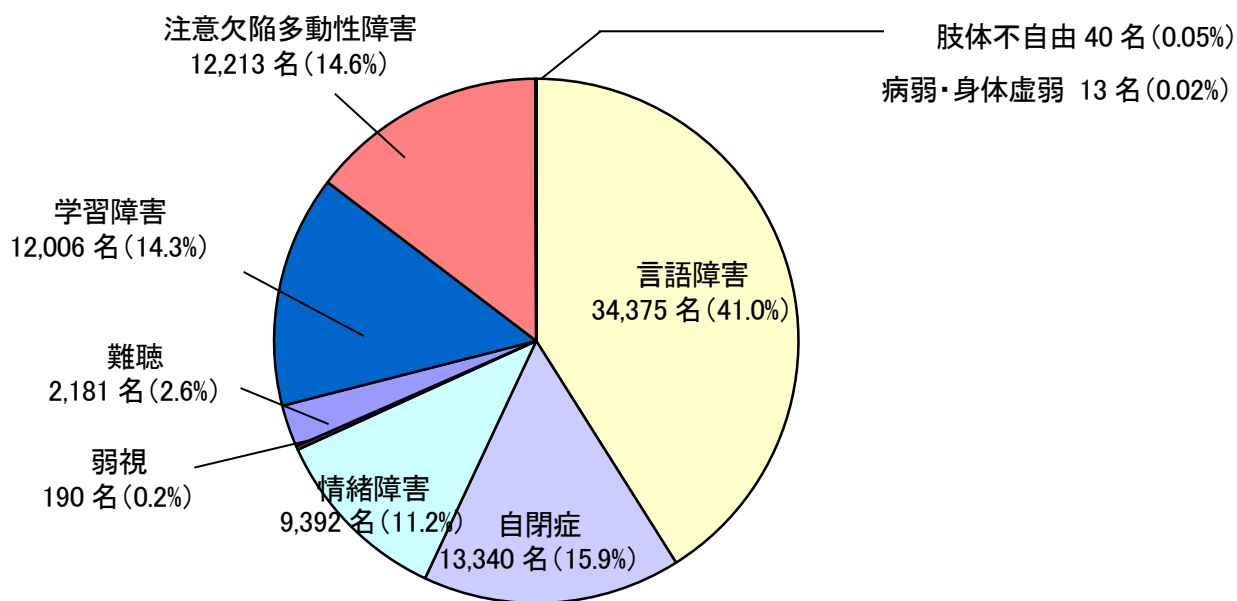
中学校(平成26年5月1日現在)

月1単 位時間 未満	月1 単位 時間	月2~3 単位 時間	週1単位 時間	週2単位 時間	週3単 位時 間	週4単 位時間	週5単 位時 間	週6単 位時 間	週7単 位時 間	週8単 位時間	週9単 位時間 以上
26	105	157	3,087	2,448	643	573	496	414	70	232	135

(通級形態別児童生徒数)



(障害種別児童生徒数)



②「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査（平成26年3月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

（質問紙調査）

調査時期：平成25年6月

調査対象：全国特別支援学級設置学校長協会等を通じ選定された、都道府県の通級指導教室が設置された小中学校各1校（小学校45校、中学校40校）、及びインタビュー調査対象校である小学校5校、中学校6校を合わせた96校。

回収率：94.8%（小学校の回収率96.0%、中学校の回収率93.5%）

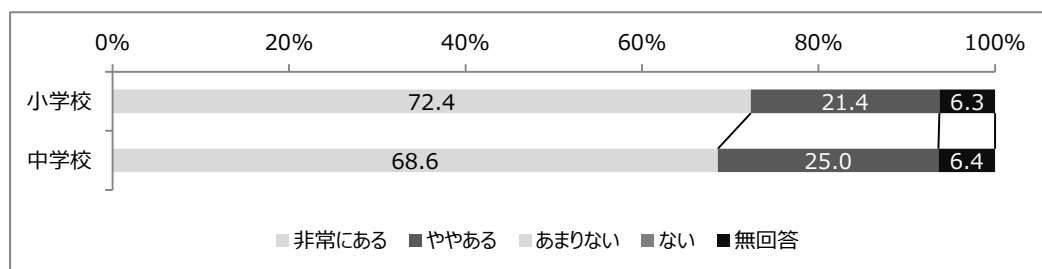
（インタビュー調査）

調査時期：平成25年7～9月

調査対象：首都圏を中心とし、発達障害を対象とする通級指導教室を設置する小学校5校、中学校6校。

○通級による指導の効果について（質問紙調査）

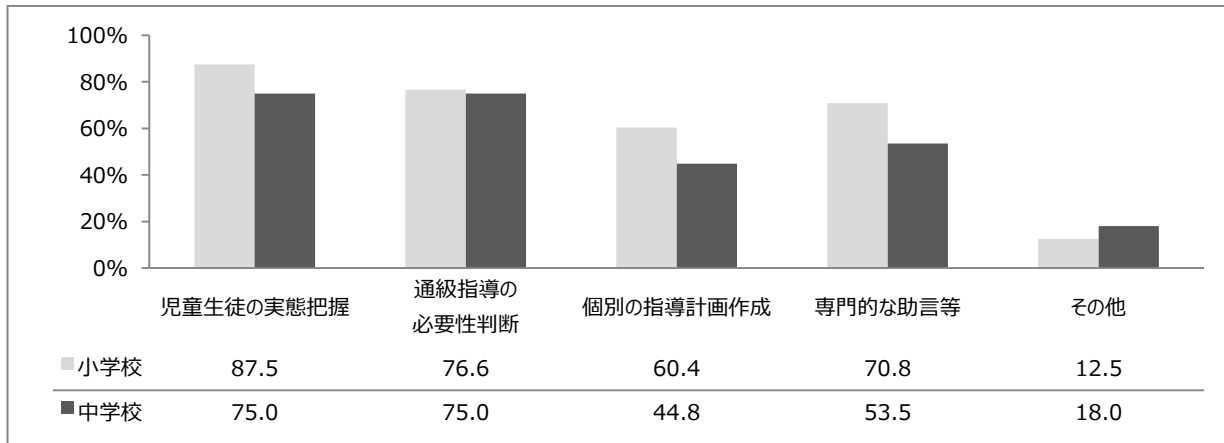
通級指導教室での指導の効果について、校長等、コーディネーター、通級担当者、学級担任にたずねたところ、「あまりない」「ない」という回答はなく、小中学校とも、「非常にある」「ややある」を合わせると90%を超えていた。



○校内において、通級指導教室担当者が果たしている役割について（質問紙調査）

校長等、学級担任、コーディネーターは「児童生徒の実態把握」「通級指導の必要性判断」「個別の指導計画作成」「専門的な助言など」の各項目について、高い割合で通級担当者が「役割を果たしている」と回答していた。一方、校長等、学級担任、コーディネーターと比較すると、通級担当者においては「役割を果たしている」という回答は少なく、特に「個別の指導計画作成」については、「役割を果たしている」という回答は校長等の回答の約半分だった。

理由として、通級担当者の回答においては、担当している児童生徒の人数の多さから、作成する時間の確保が難しいこと、作成時期が年度の途中になってしまうことなどが記されていた。また、中学校の通級担当者は40%近くが「その他」の役割もあると回答しており、特に「教育相談」や「保護者支援」の記入が多かった。



○通級による指導における児童生徒の効果の内容（インタビュー調査）

- ・生きにくさや学びにくさはすぐに改善されないが、自分の特性を受け止めることにより自己肯定感をもつなど、心を育てることにつながる。（小学校）
- ・文字が書けることで、在籍学級で落ち着いて授業に参加できるという感覚をもてるようになる。（小学校）
- ・通級による指導できちんと受け止められ、人間関係の基本を作ることが成果になる。友人とのコミュニケーション支援については生徒にとって効果的だと思う。（中学校）

○通級指導教室の担当者が通級による指導以外に校内で果たす役割と課題（インタビュー調査）

- ・通級による指導に至っていないが発達障害のある児童が在籍する学級担任にアドバイスがされている。校内委員会の中でも専門的立場から助言が行われる。（小学校）
- ・困難を示す生徒への対応について、通級担当者からのアドバイスが得られ、指導の効果が出ている。（中学校）

3. 通常の学級における教育課程について

幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいた教育課程を編成している。通級による指導の対象とならない児童生徒や幼児に対して、個別に特別の教育課程を編成することはできないことから、幼児児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。

(1) 関係の規定

① 学校教育法

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 学習指導要領

【小学校学習指導要領第1章総則第4の2（7）】

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

※幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同旨の記述がされている。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

(教育課程実施上の配慮事項)

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

今回の改訂では、障害のある児童の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助

を活用すること、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わった。

障害のある児童を指導するに当たっては、まず、児童の障害の種類や程度を的確に把握する必要がある。児童の障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などがある。

次に、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。例えば、弱視の児童についての体育科におけるボール運動の指導や理科等における観察・実験の指導、難聴や言語障害の児童についての国語科における音読の指導や音楽科における歌唱の指導、肢体不自由の児童についての体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導など、それぞれに個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLD(学習障害)の児童についての国語科における書き取りや算数科における筆算や暗算の指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。

さらに、ADHD(注意欠陥多動性障害)や自閉症の児童に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

※幼稚園教育要領解説、中学校学習指導要領解説(総則編)、高等学校学習指導要領解説(総則編)においてもそれぞれの教育課程に応じた記述がされている。

(2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教育課程

① 幼稚園の教育課程

幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはならない。幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。

幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域を示す。幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導。

②小学校の教育課程（学校教育法施行規則別表第1）

区分	各教科の授業時数									特別の教科である道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	306		136		102	68	68		102	34			34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105	35			35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35		70	35	945
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35		70	35	980
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	70	35	980
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	70	35	980

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 第50条第2項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2及び第4の場合においても同様とする。）

③中学校の教育課程（学校教育法施行規則別表第2）

区分	各教科の授業時数									特別の教科である道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1,015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1,015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1,015

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

④高等学校の教科・科目の標準単位数等

教科	科 目	標準 単位数	すべての生徒に 履修させる科目	教科	科 目	標準 単位数	すべての生徒に 履修させる科目		
国 語	国語総合	4	○2単位まで減可	外 国 語	コミュニケーション	2	○2単位まで減可		
	国語表現	3							
	現代文A	2							
	現代文B	4							
	古典A	2							
地 理 歴 史	古典B	4	} うち1科目	コミュニケーション	3	○2単位まで減可			
	世界史A	2							
	世界史B	4							
	日本史A	2							
	日本史B	4							
公 民	地理A	2	} うち1科目	コミュニケーション	4	○2単位まで減可			
	地理B	4							
	現代社会	2		「現代社会」又は 「倫理」・「政治経済」			英語I	2	} うち1科目
	倫理	2							
	政治・経済	2							
数 学	数学I	3	○2単位まで減可	英語II	4	} うち1科目			
	数学II	4							
	数学III	5							
	数学A	2							
	数学B	2							
理 科	数学活用	2	うち「科学と人間生活」を含む2科目又は 基礎を付した科目を3科目含む	英語III	4	} うち1科目			
	科学と人間生活	2							
	物理基礎	2							
	物理	4							
	化学基礎	2							
	化学	4							
	生物基礎	2							
	生物	4							
	地学基礎	2							
	地学	4							
課題研究	1								
保体 健育	体 育	7～8	○	英語表現I	2	} うち1科目			
	保 健	2							
芸 術	音 楽 I	2	} うち1科目	英語表現II		2	} うち1科目		
	音 楽 II	2							
	音 楽 III	2							
	美 術 I	2							
	美 術 II	2							
	美 術 III	2							
	工 芸 I	2							
	工 芸 II	2							
	工 芸 III	2							
	書 道 I	2							
書 道 II	2								
書 道 III	2								

(学校教育法施行規則別表第4及び高等学校学習指導要領をもとに作成)

(3) 参考資料

① 公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒について(平成 24 年 12 月公表) (文部科学省調査)

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.6% (3.4%~3.9%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)

図1 学習面

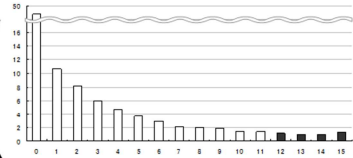


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

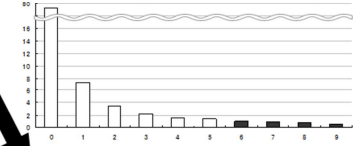
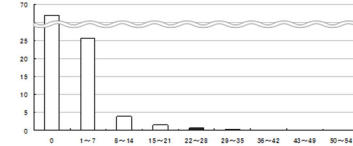


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象: 全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数: 53,882人(小学校: 35,892人、中学校: 17,990人)、回収率は97%)

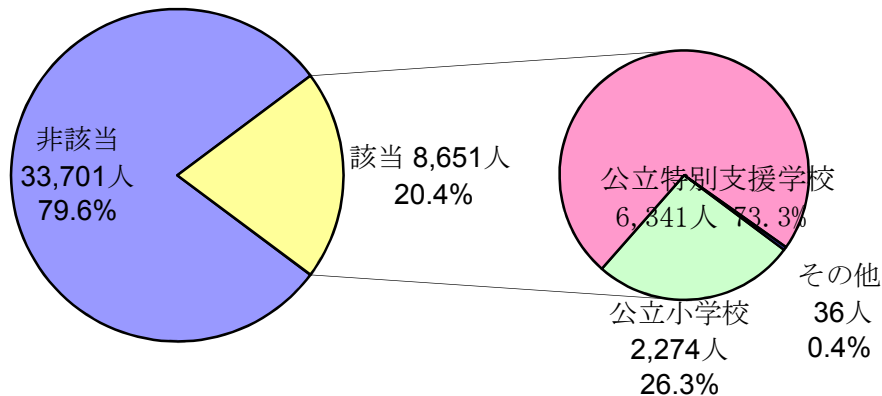
※留意事項: 担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

② 公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査

(平成 27 年 4 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

(平成 26 年度小学校・特別支援学校就学予定者(新1学年)として平成 25 年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議の対象となった者の指定された就学先等の状況)

- 第22条の3に非該当
- 第22条の3に該当



(公立小・中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数(学級種別在籍者数)(平成26年5月1日現在))

